

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年6月9日

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市原古賀町字一本柏1318番4
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市原古賀町1005番地1
古賀清人

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年6月9日

佐賀県知事 古川 康
1 開発区域に含まれる地域の名称
佐賀郡諸富町大字徳富字徳富1225番1 及び1233番1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市大財四丁目1番56号
西村キヨ子

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年6月9日

収支等命令者
佐賀県出納局用度管財課長 久保修
1 一般競争入札に付する事項
(1) 契約の名称 佐賀県公用車自動車保険契約

- (2) 保険申込人 佐賀県
(3) 契約期間 平成16年7月1日から平成17年7月1日まで
(4) 対象台数 200台
(5) 保険内容 対人賠償 1000万円（免責金額なし）
(6) 特約 新規フリート優良返戻金（類似のものを含む。）特約付きとする。
2 入札参加資格
本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
(2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第2項の損害保険業免許を受けている者
(3) 資本金が100億円以上である者
(4) 総資産が1000億円以上である者
(5) ソルベンシマージン比率（保険金支払余力を表す指標）が300パーセント以上である者
(6) 佐賀県内に営業所及び事故処理に関するサービスセンターを有する者
3 入札手続等に関する事項
(1) 担当課
郵便番号 840-8570
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県出納局用度管財課物品車両担当
電話 0952-25-7192 Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp
(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先
ア 交付期間
平成16年6月9日（水）から6月16日（水）までの午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び問い合わせ先

上記(1)の担当課

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、入札説明書に規定する一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料を、上記(1)の担当課まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けてください。

イ 提出期限 平成16年6月16日（水）午後5時

期限までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。

エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成16年6月21日（月）までに入札者へ通知します。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年6月23日（水）午前11時 佐賀県庁本館1階入札室

(5) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第2項第2号の規定により免除します。

(6) 契約保証金

規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行ったものを契約の相手方とします。

イ 落札者となるべき同価格の申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、こ

れに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者及び規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(9) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は入札説明書にあります。

○ 人事職員特殊勤務手当支給規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十六年六月九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第111号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のよつて改正する。

第110条の11第一項第一号「十木館」を「県立アート本館」に改める。
別表第1号「専門員」や「主幹」に沿る。

註記

申購
込先
料
一か年二八、八〇〇円(送料共
佐賀県経営支援本部総務法制課)

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 平成十六年六月九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日